令和７年９月２日（火）

１　日　目

（条例・補正予算等上程審議、質疑・討論・一部採決、委員会付託）

（令和６年度決算上程審議）

令和７年９月２日～９月１７日

町議会定例会会議録

令和７年９月２日第４回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

１．応招議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第６番	篠塚　啓一
第７番	志鳥　勝則	第８番	海老原友子
第９番	勝山　修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村　　稔	第12番	稲見　敏夫
第13番	小川　公威	第14番	稲川　　洋

２．出席議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第６番	篠塚　啓一
第７番	志鳥　勝則	第８番	海老原友子
第９番	勝山　修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村　　稔	第12番	稲見　敏夫
第13番	小川　公威	第14番	稲川　　洋

３．欠席議員

なし

４．職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長　大山　光夫　　書記（総務係長）　山崎　圭美

書記（主事）　石川　雄大

５．執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町　　長	星野　光利	副 町 長	和田　裕二
教 育 長	増渕　　忍	総務課長	星野　和弘
企画課長	柴　　光治	税務課長	信夫　一行
住民課長	髙橋　文枝	地域生活課長	沢邉　　孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野　知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本　勝彦	商工課長	保坂　武志
都市建設課長	鈴木　伸司	建築課長	星野　敏克
上下水道課長	猪瀬　保夫	会計管理者兼会計課長	日野　妙子
教育総務課長	佐藤　史久	生涯学習課長	深谷　　昇
デジタル推進室長	田仲　進壽	代表監査委員	永水　克欣

６．本会議の事件は、次のとおりである。

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　報告第６号　令和６年度上三川町一般会計継続費の精算報告について
日程第４　報告第７号　令和６年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第５　報告第８号　公益財団法人上三川町農業公社の経営状況について
日程第６　議案第49号　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第７　議案第50号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第８　議案第51号　工事請負契約の締結について（橋梁補修工事）
日程第９　議案第52号　上三川町職員の育児休業等に関する条例及び上三川町職員の勤務時間及び休日、休暇に関する条例の一部改正について
日程第10　議案第53号　宇都宮市と上三川町との間の住民票の写し等の交付等に関する事務の委託の廃止に係る協議について
日程第11　議案第54号　下野市と上三川町との間の住民票の写し等の交付等に関する事務の委託の廃止に係る協議について
日程第12　議案第55号　壬生町と上三川町との間の住民票の写し等の交付等に関する事務の委託の廃止に係る協議について
日程第13　議案第56号　上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第14　議案第57号　上三川町放課後児童クラブの指定管理者の指定について
日程第15　議案第58号　令和７年度上三川町一般会計補正予算（第３号）
日程第16　議案第59号　令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第17　議案第60号　令和７年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第18　議案第61号　令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第19　議案第62号　令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第20　議案第63号　令和６年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第21　議案第64号　令和６年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22　議案第65号　令和６年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23　議案第66号　令和６年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24　議案第67号　令和６年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25　議案第68号　令和６年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第26　議案第69号　令和６年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ

いて

追加日程第1　　議案第70号　財産の取得について（避難所生活環境整備資機材等）

午前１０時００分　開議

○議長【稲川　洋君】　皆さん、御起立願います。

（全員起立）

○議長【稲川　洋君】　おはようございます。

（議員・執行部　一同礼）

○議長【稲川　洋君】　御着席ください。

令和７年第４回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和６年度決算を審議する大変重要な会議であります。議員各位には、慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

それでは、ただ今から令和７年第４回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許可します。

ただ今出席している議員は１３人です。

○議長【稲川　洋君】　日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。局長。

○議会事務局長【大山光夫君】　それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が令和７年５月分から７月分までの３カ月及び令和７年７月に実施された財政援助団体等監査結果報告書が提出されております。

また、組合議会関係では、令和７年第２回石橋地区消防組合議会臨時会審議結果及び令和７年第２回小山広域保健衛生組合議会臨時会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わりにします。

○議長【稲川　洋君】　ただ今の諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

それでは、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、７番・志鳥勝則君、８番・海老原友子君を指名いたします。

○議長【稲川　洋君】　日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。８番、議会運営委員長、海老原友子君。

（８番・議会運営委員長　海老原友子君　登壇）

○８番・議会運営委員長【海老原友子君】　本日招集されました令和７年第４回町議会定例会の会期・運営につきまして、議長より諮問され、８月７日、２７日及び本日、議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告３件、議案２２件、一般質問通告者は８人であります。

会期につきましては、本日９月２日から９月１７日までの１６日間といたしました。

１日目の本日は、会期の決定後、議案の全てを上程し、議案第４９号及び議案第５０号については、人事案件のため、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、採決をお願いいたします。

議案第５１号から議案第５７号及び議案第７０号については、提案理由説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

議案第５８号から議案第６２号までの補正予算については、委員会付託を省き、提案理由の説明後、全体質疑、討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第６３号から議案第６９号までの各会計決算の認定については、提案理由の説明後、全体質疑を行い、議会の運営に関する要綱第２６条の規定に基づき決算特別委員会を設置し、３日間の予定で審査をお願いいたします。

なお、決算特別委員会の委員につきましては、各常任委員会から３人を選考していただき、副議長を加えて、計７人でお願いしたいということで、議会運営委員会において決定をいたしました。本会議の中で委員会設置の際に議長からお諮りいただきたいと思います。

２日目、３日目は一般質問をくじで決定した順番により８人が行います。２日目４人、３日目４人といたしました。

４日目、５日目、６日目は休会といたします。

７日目、８日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会の開会は午前９時でお願いいたします。

９日目、１０日目、１１日目は決算特別委員会を開き、令和６年度決算の審査をお願いいたします。

なお、決算特別委員会の開会は午前９時でお願いいたします。

１２日目から１５日目までは休会といたしますが、１５日目は常任委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

１６日目を最終日とし、委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行い、全議案を議了したいと思います。

また、最終日には、総務文教常任委員会の視察研修に係る議員派遣及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についても採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長【稲川　洋君】　お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から１７日までの１６日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から１７日までの１６日間と決定しました。

○議長【稲川　洋君】　日程第３、報告第６号「令和６年度上三川町一般会計継続費の精算報告について」から、日程第５、報告第８号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況について」までの３議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました報告第６号から報告第８号までを一括説明いたします。

報告第６号「令和６年度上三川町一般会計継続費の精算報告」につきましては、令和５年度及び令和６年度の２カ年事業として継続費を設定し、実施いたしました食缶洗浄機改修工事が完了しましたので、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、精算報告をするものでございます。

食缶洗浄機改修工事の総事業費につきましては、全体計画として３，８８２万５，０００円、実績として３，６８５万円で、全体計画に対する実績は１９７万５，０００円の減となりました。年割額、支出済み額及び財源につきましては、記載のとおりでございます。

次に、報告第７号「令和６年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員に審査をいただきましたので、その意見を付して議会に御報告いたします。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がありませんので該当なしとなり、実質公債費比率は７．２％、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回るため、該当なしとなりました。

資金不足比率のうち、水道事業会計、下水道事業会計、及び農業集落排水事業特別会計のいずれも資金の不足額が生じていないため、該当なしとなりました。

また、いずれの指標も早期健全化基準又は経営健全化基準を下回っておりますので、本町の財政は健全と言えるものでございます。今後も、これらの指標を踏まえながら健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告第８号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況」につきましては、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、上三川町農業公社の経営状況について当該法人の毎事業年度の事業計画及び決算を議会に報告するものでございます。

農業公社の令和６年度の決算額は、経常収益計３，４８１万５，５４９円、経常費用計３，４７７万６，５９７円でございます。

また、令和７年度の予算額は、経常収益計３，３９６万４，０００円、経常費用計３，４２６万４，０００円でございます。不足額の３０万円につきましては、経常外の一般正味財産より補填するものでございます。

農業公社の経営状況についての詳細は、お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。

以上で報告第６号から報告第８号までの説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたが、報告第６号から報告第８号までにつきましては、これをもって終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第６、議案第４９号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第４９号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」御説明いたします。

本案件は、来る１１月９日をもちまして教育委員会教育長の増渕忍氏が任期満了を迎えますが、増渕氏に今後も教育長として本町の教育行政の充実、振興を図っていただきたいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、議案第４９号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第４９号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第４９号は同意することに決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　日程第７、議案第５０号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第５０号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、来る９月３０日をもちまして教育委員、吉田由美氏が任期満了を迎えますが、吉田氏に今後も教育委員をお願いしたいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、議案第５０号は質疑・討論を省略することに決定しました。

これから採決いたします。

議案第５０号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第５０号は同意することに決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　日程第８、議案第５１号「工事請負契約の締結について（橋梁補修工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第５１号「工事請負契約の締結について」、御説明いたします。

本案件は、上三川町大字川中子地内の中落合橋で橋梁補修工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき提出するものでございます。

契約の内容は、契約金額８，６４６万円で、契約の相手方は株式会社東昭コスモでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第９、議案第５２号「上三川町職員の育児休業等に関する条例及び上三川町職員の勤務時間及び休日、休暇に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第５２号「上三川町職員の育児休業等に関する条例及び上三川町職員の勤務時間及び休日、休暇に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得形態の見直し及び育児に関わる両立支援制度の利用環境整備について所要の改正を行うものでございます。部分休業については、現行の１日につき２時間を超えない範囲内で取得する方法に加え、１年につき１０日を超えない範囲内で取得する方法を選択可能とし、取得形態を多様化いたします。また、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、仕事と育児との両立支援制度の情報提供及び利用意向の確認を行い、職員の個別の状況に対応可能な職場環境を整備するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１０、議案第５３号「宇都宮市と上三川町との間の住民票の写し等の交付等に関する事務の委託の廃止に係る協議について」から日程第１２、議案第５５号「壬生町と上三川町との間の住民票の写し等の交付等に関する事務の委託の廃止に係る協議について」まで、３議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第５３号「宇都宮市と上三川町との間の住民票の写し等の交付等に関する事務の委託の廃止に係る協議について」から議案第５５号「壬生町と上三川町との間の住民票の写し等の交付等に関する事務の委託の廃止に係る協議について」までを一括して御説明いたします。

本案件は、宇都宮市、下野市、壬生町と相互協定を結び、当該事務の委託を運用しておりましたが、コンビニ交付や全国広域戸籍の交付が開始されたこと等により、当該事務委託に代わる制度が整ってきたことから、事務委託の廃止を協議するに当たり、地方自治法第２５２条の１４、第３項において準用する同法第２５２条の２の２、第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１３、議案第５６号「上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第５６号「上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業の定めの改正を要するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１４、議案第５７号「上三川町放課後児童クラブの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第５７号「上三川町放課後児童クラブの指定管理者の指定について」、御説明いたします。

本案件は、本町が設置する九つの放課後児童クラブの全てを、一括して指定管理者による管理運営を実施するに当たり、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの期間、当該施設の管理運営をする指定管理者として「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を指定するもので、地方自治法第２４４条の２、第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本日、町長より、議案第７０号が提出されました。１件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。議案第７０号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、追加日程第１を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。日程の順序を変更し、追加日程第１を先に審議することに決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　追加日程第１、議案第７０号「財産の取得について（避難所生活環境整備資機材等）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７０号の「財産の取得について」、御説明いたします。

本案件は、町指定避難所における生活環境の改善を図るために、テント式パーテーションなどの資機材を購入するもので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき提出するものでございます。

財産の種別、数量につきましては、テント式パーテーション３５０台、簡易ベッド７００台、ポータブル電源１０台、ワンタッチテント１０張りでございます。取得価格は９６９万1,０００円で、契約の相手方は有限会社すずきやでございます。なお、８月２７日に物品売買仮契約を締結いたしております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。７番、志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　ちょっとした質問になるかと思うんですけども、この物品の数をお聞きしますと、かなりの数になるかと思うんです。これの日常的な保管場所ということはどこになるのか。その辺のところ、一遍お聞きしたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

今回のこの資器材につきましては、指定避難所の小中学校、こちらを中心に行ってございます。この中にはございませんが、倉庫です。こちらのほうも、各小中学校においてその中に保管すると、そういったことで考えてございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　ということになれば、他の倉庫というものをこれから新設するということでよろしいですか。何カ所ぐらいの小中学校の場所になりますか。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

これから倉庫は設置します。これは全部の小中学校に設置するということでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１５、議案第５８号「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第３号）」から日程第１９、議案第６２号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第１号）」までの議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第５８号から議案第６２号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第５８号「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第３号）」について御説明いたします。今回の補正予算は、次の交付金の増額見込み及び当該交付金と関連した工事の前倒しをはじめ、当初予算に見込むことができなかったもののほか、額の確定した普通交付税、前年度決算に基づく繰越金や繰入金を補正するとともに、今後の財政運営の安定性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入の主なものにつきまして、地方交付税では普通交付税を減額補正いたします。国庫支出金では、社会資本整備総合交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額補正いたします。県支出金では、移住支援金交付事業費補助金を増額補正いたします。繰入金では、特別会計の前年度事務費の確定等により、特別会計繰入金をそれぞれ増額補正いたします。また、基金繰入金を減額補正いたします。繰越金では、令和６年度決算からの繰越金を増額補正いたします。諸収入では、県道拡幅に伴う物件補償費について増額補正いたします。町債では、第１４款で増額補正いたしました社会資本整備総合交付金と関連して、道路新設改良事業の財源として増額補正いたします。

続いて、歳出の主なものについて、総務費では、個人番号制度中間サーバに係る経費に対する交付金額について増額補正いたします。民生費では、子どものための教育・保育給付交付金等の額の確定による返還のため増額補正いたします。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金等の額の確定による返還のため、増額補正いたします。農林水産業費では、多面的機能支払事業について増額補正いたします。土木費では、道路整備事業費及び新産業団地整備事業について増額補正いたします。消防費では、防火水槽等の撤去工事費について増額補正いたします。教育費では、学校給食の賄い材料費について増額補正いたします。更に、債務負担行為を第２表のとおり、地方債を第３表の

とおり、それぞれ補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に６億３，１６５万４，０００円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を１５６億２，０１２万５，０００円とするものでございます。

次に、議案第５９号「令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、前年度繰越金及び一般会計繰出金の額の確定に伴う基金繰入金の増額補正などをいたします。歳出では、前年度一般会計繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額補正などをいたします。この結果、歳入歳出予算の総額に６５０万７，０００円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を２９億９，１５０万７，０００円とするものでございます。

次に、議案第６０号「令和７年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では前年度繰越金の額の確定により増額補正いたします。歳出では前年度事業費の精算に伴う介護給付費準備基金積立金及び国庫負担金等償還金の増額補正などをいたします。この結果、歳入歳出予算の総額に１億１，９５６万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を２４億６，６５６万円とするものでございます。

次に、議案第６１号「令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、前年度繰越金の額の確定により増額補正いたします。歳出では、前年度一般会計繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額補正などをいたします。この結果、歳入歳出予算の総額に５４０万６，０００円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を３億８，４４０万６，０００円とするものでございます。

次に、議案第６２号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第１号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出では、国の令和６年度予備費に基づき、大規模下水道管路特別重点調査等事業につきまして１，２００万円を増額補正いたします。また、資本的支出では、令和６年度事業において県補償金が歳入されたことで財源超過となった起債借入分を繰上償還するため、７００万円を増額補正いたします。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、各所管課長より説明させていただきますので、慎重審議の上可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　それでは、議案第５８号「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第３号）」について説明させていただきます。

歳入から説明しますので、補正予算書の１２、１３ページをお開き願います。

２の歳入でございます。第１０款地方交付税、第１項１目５，８４０万６，０００円の減額は、額の確定によるものでございます。

次に、第１４款国庫支出金、第２項国庫補助金、１目総務費補助金１，３４１万５，０００円の増額は、１節総務管理費補助金で、説明欄にそれぞれ記載がございますが、額の確定によるものです。次に、２目民生費補助金、１節社会福祉費補助金２２万円の増額は、就労選択支援の創設に伴うシステム改修によるものです。次に、２節児童福祉費補助金２００万円の減額は、科目の誤りにより減額するものでございます。次に、３目衛生費補助金、１節保健衛生費補助金６９万８，０００円の増額は、説明欄に記載がありますが、額の確定によるものです。次に、４目土費補助金、１節道路橋梁費補助金２億６，５２７万８，０００円の増額は、内示額の増加に伴うものでございます。

次に、第１５款県支出金、第２項県補助金、１目総務費補助金、１節総務管理費補助金１０５万円の増加につきましては、首都圏からの移住世帯の増加によるものです。次に、２目民生費補助金、２節児童福祉費補助金２００万円の増額は、先ほど国庫補助金のところで科目誤りで減額したものを県支出金として計上するものです。４目農林水産業費補助金、１節農業費補助金７５万８，０００円の増額の内訳としまして、多面的機能支払事業では、組織の増加によるものです。学校給食における地産地消推進支援事業については、額の確定によるものです。

次に、第１６款財産収入、第１項財産運用収入、２目利子及び配当金２１万１，０００円の増額は、利率の改定によるものです。

次に、第１８款繰入金、第１項特別会計繰入金、１目国民健康保険事業特別会計繰入金６４７万１，０００円。１４、１５ページを御覧ください。２目介護保険事業特別会計繰入金３，９３８万８，０００円、３目後期高齢者医療特別会計繰入金５８４万１，０００円のそれぞれの増額は、前年度の精算によるものでございます。

次に、第２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、２億４，４１４万３，０００円及び２目町債管理基金繰入金３億円のそれぞれの減額につきましては、今回の補正予算に伴う財源調整でございます。

次に、第１９款繰越金、第１項１目６億７，３５７万３，０００円の増額は、前年度繰越金の額の確定によるものです。

次に、第２０款諸収入、第４項雑入、３目１７０万円の増額は県道拡幅に伴う栃木県からの物件補償分として計上するものです。

次に、第２１款町債、第１項３目土木債２億２，５６０万円の増額につきましては、事業費の増加見合い分として計上するものでございます。

以上で歳入の説明は終わりにさせていただきます。

次に、１６、１７ページを御覧いただければと思います。続けて、３の歳出について説明させていただきます。

第２款総務費、第２項総務管理費、８目企画費、１８節負担金補助及び交付金１４０万円の増額につきましては、歳入のところで説明しましたが、移住世帯の増加見込みに伴うものでございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】　続きまして、１０目情報管理費、補正額４１２万９，０００円の増額につきましては、国の行政機関と地方公共団体等が個々に保有する情報を連携するために、地方公

共団体情報システム機構が設置、サービス提供を行っております自治体中間サーバプラットホームのシステム交換に係る経費につきまして、国からの補助金交付決定額の通知に基づき、１８節に交付金として計上したものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　建築課長。

○建築課長【星野敏克君】　続きまして、１２目施設管理費１３万８，０００円の増額補正につきましては、２４節積立金の増額で、公共施設等総合管理基金の預金利子変更に伴い増額するものでございます。以上です。

○議長【稲川　洋君】　住民課長。

○住民課長【髙橋文枝君】　続きまして、第３項戸籍住民基本台帳費、２目住民情報管理費、１２節委託料４６万２，０００円の増額は、標準化仕様のサーバ以降に伴う旧サーバ機器の撤去及びデータ消去に係る費用が当初予算より増額となったことから計上するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　続きまして、第３款民生費、第１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、１０節需用費２８万２，０００円の増額補正につきましては、本郷地域福祉センターの門扉及び一部フェンスを修繕するものです。２４節積立金２万８，０００円の増額補正は、社会福祉基金における利子が当初見込みより上回ることによるものです。２目障害者福祉費、１２節委託料５３万９，０００円の増額は、就労選択支援の創設に伴う障がい福祉サービスのシステム改修に伴う費用に４４万円を、また、成年後見制度の町長申立てに係る申請増に伴い９万９，０００円を補正するものです。２２節償還金、利子及び割引料４１２万４，０００円の増額補正は、令和６年度の障害者医療費等の額の確定に伴う国県補助金の返還金でございます。４目上三川いきいきプラザ管理費、１２節委託料１０５万４，０００円の増額補正は、令和６年度指定管理料において精算対象費用として概算払いしておりました光熱水費の精算分を支払うため、増額するものです。また、１４節工事請負費５５０万円の増額補正は、犯罪抑止効果や利用者の安全安心確保のため、敷地内に防犯カメラを設置する費用を計上するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　続きまして、第２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、２２節償還金、利子及び割引料の２６６万４，０００円の増額補正につきましては、令和６年度児童手当交付金の額の確定に伴い、国及び県へ負担金の一部を返還するものです。３目子ども・子育て支援費、２２節償還金、利子及び割引料の３，２１９万３，０００円の増額補正につきましては、令和６年度子ども・子育て支援交付金をはじめとした各種交付金の額の確定に伴い、国及び県に対し負担金及び補助金の一部を返還するものです。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　次に、１８、１９ページをお開きください。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、２２節償還金、利子及び割引料２５万５，０００円の増額補正は、令和６年度健康増進事業費確定に伴い、県補助金の一部を返還するものです。同じく２目予防費、２２節償還金、利子及び割引料２７１万３，０００円の増額補正は、令和６年度新型コロナウイルスワクチン接種事業等における国庫負担金補助金の事業費確定に伴う返還金でございます。３目健康増進事業費、２２節利子及び割引料１０万３，０００円の増額補正は、令和６年度の自殺対策強化交付金事業費確定に伴う県補助金の返還金でございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　続きまして、第６款農林水産業費、第１項農業費、３目農業振興費６７万７，０００円の増額につきましては、１８節負担金、補助及び交付金で、草刈りなどの農地の維持活動を共同で行う多面的機能支払交付金活動組織が新たに設立したため増額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　続きまして、第８款土木費、第２項道路橋梁費、３目道路新設改良費の５億５，４１０万円の増額につきましては、１２節の委託料が調査、測量、１４節の工事請負費が工事、１６節の公有財産購入費が用地取得、２１節の補償、補填及び賠償金が物件補償で、新産業団地や道の駅に関連しました町道３－００１号線などの道路改良事業費でございます。当初、本年度は調査及び測量までとして予算を計上していたところでございますが、早期の事業促進ということで、社会資本整備総合交付金が増額内示されましたので、これに合わせ補正するものでございます。

続きまして、第４項の都市計画費、１目都市計画総務費２０万９，０００円の増額につきましては、１２節の委託料で、町で保有しています屋外広告物管理システムの更新費でございます。間もなく更新を予定しております職員用パソコンのＯＳの変更に伴い、システムを更新する必要が生じたため補正するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　建築課長。

○建築課長【星野敏克君】　続きまして、第５項住宅費、１目住宅管理費４万５，０００円の増額補正につきましては、２４節積立金の増額で、町営住宅施設整備基金の預金利子変更に伴い増額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　続きまして、第９款消防費、第１項消防費、３目消防施設費１６９万４，０００円の増額につきましては、１４節工事請負費で、県道工事により支障となる防火水槽の撤去費用でございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】　２０、２１ページを御覧ください。

第１０款教育費、第２項小学校費、１目学校管理費１２節委託料、補正額５３９万円の増額及び第３項中学校費、１目学校管理費、１２節委託料、補正額３１９万円の増額は、いずれも各学校の教室照明灯のＬＥＤ化改修に伴う設計業務のためのものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷　昇君】　続きまして、第４項社会教育費、２目生涯学習センター費、補正額８６万９，０００円の増額は、１１節役務費で、公共施設予約システムのキャッシュレス決済手数料と施設内のピアノ調律料に不足が生じることから４万４，０００円を増額し、１４節工事請負費において、ＯＲＩＧＡＭＩプラザ内の安全対策の見直しに伴い、防犯カメラの移設及び追加設置工事の実施に伴い８２万５，０００円を増額するものでございます。

続きまして、６目文化振興費、補正額１１万円の増額は、１７節備品購入費で町出身の折り紙作家吉澤章氏の関係者より寄贈を受けた書簡をはじめとした文献資料の整理作業を効率的に進めるため、スキャン機能を備えた複合プリンターを購入するために増額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】　続きまして、第５項保健体育費、４目給食センター費、１０節需用費、補正額９７８万６，０００円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、給食費の保護者負担の減額を行うための所要額といたしまして９２８万６，０００円、及び地産地消推進支援事業の補助採択に伴う所要額といたしまして５０万円を計上したものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　６ページでございます。６ページを御覧ください。

第２表債務負担行為補正、追加でございます。上三川インター産業団地造成事業負担金で、期間を令和７年度から１５年度とし、限度額については記載のとおりでございます。

次に、債務負担行為補正、変更でございます。学校給食センター調理業務等委託事業で、補正前の限度額を補正後の限度額として５億８，１９５万円に変更するものです。

次に、第３表地方債補正、変更でございます。表に記載のとおり、４の道路新設改良事業を、先ほど歳入で説明させていただきましたが、補正前の限度額を補正後の限度額３億７，８９０万円に変更するものでございます。

以上で、「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第３号）」の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川　洋君】　説明途中ですが、ここで１５分間休憩いたします。

午前１０時５２分　休憩

午前１１時０４分　再開

○議長【稲川　洋君】　それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　住民課長。

○住民課長【髙橋文枝君】　それでは、議案第５９号「令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の１２、１３ページをお開き願います。２の歳入から御説明いたします。

第６款財産収入、第１項財産運用収入、１目利子及び配当金３万６，０００円の増額は、国民健康保険財政調整基金利子の利率上昇によるものでございます。

第７款第１項繰入金、２目基金繰入金１，４３３万６，０００円の増額は、前年度繰越金及び一般会計の繰出額の確定に伴い増額するものでございます。

第８款繰越金、第１項１目繰越金７８６万５，０００円の減額につきましては、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

次の１４、１５ページをお開きください。３の歳出について御説明いたします。

第８款積立金、第１項基金積立金、１目国民健康保険財政調整基金積立金３万６，０００円の増額は、基金利子の利率上昇に伴うものでございます。

第９款諸支出金、第２項繰出金、１目一般会計繰出金６４７万１，０００円の増額は、前年度の事業費確定に伴う一般会計への返還金でございます。

以上で、議案第５９号「令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」の説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　続きまして、議案第６０号「令和７年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」について御説明いたします。

補正予算書の１２ページ、１３ページをお開き願います。２の歳入から御説明いたします。

第３款国庫支出金、第２項国庫補助金、１目地域支援介護予防事業交付金１８３万９，０００円の増額補正につきましては、令和６年度事業確定に伴う介護予防日常生活支援総合事業費の追加交付分を計上するものです。また、２目地域支援包括的支援事業等交付金６０万２，０００円の増額補正につきましても、令和６年度事業確定に伴う包括的支援事業等費の追加交付分を計上するものです。

第４款第１項支払基金交付金、２目地域支援事業支援交付金の１２５万７，０００円の増額補正につきましては、令和６年度事業確定に伴う地域支援事業費の追加交付分を計上するものでございます。

第５款県支出金、第２項県補助金、１目地域支援介護予防事業交付金２０万円の増額補正につきましては、令和６年度事業確定に伴う介護予防・日常生活支援総合事業費の追加交付分を計上するものです。また、２目地域支援包括的支援事業等交付金３０万円の増額補正につきましても、令和６年度事業確定に伴う包括的支援事業等費の追加交付分を計上するものです。

第６款財産収入、第１項財産運用収入、１目利子及び配当金の１５万３，０００円の増額補正につきましては、介護給付費準備基金の積立てに伴う利子によるものでございます。

第７款繰入金、第１項一般会計繰入金、４目低所得者介護保険料軽減負担金繰入金２９万２，０００

円の増額補正は、令和６年度事業確定に伴う国県交付金の増額によるものでございます。

第８款第１項１目繰越金の１億１，４９１万７，０００円の増額補正につきましては、令和６年度、決算に伴う繰越額の確定によるものでございます。

続きまして、１４ページ、１５ページをお開き願います。３の歳出について御説明いたします。

第４款第１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金の４，４２０万６，０００円の補正につきましては、令和６年度事業費確定に伴い、精算額の介護給付費準備基金への積立て及び基金利子を増額するものでございます。

第５款諸支出金、第１項償還金及び還付加算金、２目償還金の３，４０９万３，０００円の増額補正につきましては、令和６年度の事業費確定に伴い、介護給付費負担金として、国県社会保険診療報酬支払基金へ返還するものでございます。

同じく、第５款第２項繰出金、１目一般会計繰出金の３，９３８万８，０００円の増額補正につきましては、令和６年度の事業費確定に伴う一般会計への返還金でございます。

次の第６款第１項１目予備費の１８７万３，０００円の増額補正につきましては、令和６年度の事業費確定に伴う予備費の増額でございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　住民課長。

○住民課長【髙橋文枝君】　続きまして、議案第６１号「令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の１２ページ、１３ページをお開きください。２の歳入から御説明いたします。

第５款第１項繰越金、１目前年度繰越金５４０万６，０００円の増額につきましては、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

次の１４、１５ページをお開きください。３の歳出について御説明いたします。

第３款諸支出金、第２項繰出金、１目一般会計繰出金５８４万１，０００万円は、前年度の事業費確定に伴う一般会計への返還金でございます。

第４款第１項１目予備費４３万５，０００円の減額は、歳入歳出補正の端数を調整するものでございます。

以上で、議案第６１号「令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」の説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】　続きまして、議案第６２号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第１号）」について御説明します。

補正予算書の８ページをお開きください。補正予算参考資料により御説明します。

収益的収入及び支出の収入につきまして、第１款下水道事業収益、第２項営業外収益、３目国庫補助金にて４８０万円を増額補正いたします。

次に、支出につきましては、第１款下水道事業費用、第１項営業費用、１目公共下水道管渠費にて、大規模下水道管路特別重点調査等委託費として１，２００万円を増額補正いたします。

また、収益的収入の予算科目としては計上されませんが、当該調査委託の財源としまして企業債７２０万円を借入れいたします。

続きまして、資本的支出につきまして、第１款下水道事業支出、第２項企業債償還金、１目企業債償還金にて７００万円を増額補正いたします。６年度事業において、県補償金が歳入されることとなり、財源超過となった企業債分を繰上償還するものでございます。

以上で、議案第６２号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第１号）」の説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　討論もないようですので、討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

議案第５８号「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第３号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立多数です。したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５９号「令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６０号「令和７年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６１号「令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第６１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６２号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第１号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第６２号は原案のとおり可決されました。

○議長【稲川　洋君】　日程第２０、議案第６３号「令和６年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第２６、議案第６９号「令和６年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの７議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第６３号から議案第６９号までの決算の認定関係につきまして、各会計決算の概要について一括して御説明いたします。

別冊でお配りしました「令和６年度上三川町一般会計・特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計決算の概要と主要施策の説明書」を御覧いただきたいと存じます。

２ページをお開きください。一般会計につきましては、当初予算額１４１億４，８００万円、継続費及び繰越事業費３億１，１９６万１，６５２円を計上し、その後、総額５億９，０４３万５，０００円の増額補正を行い、最終予算総額は１５０億５，０３９万６，６５２円となりました。歳入決算額は１３９億８，５２９万８，７９２円、前年度と比較して３億６，２７３万５，７８３円の減となりました。また、歳出決算額では１２５億９，０９３万５，９０９円、前年度と比較して８億７，９７５万７，６６４円の減となりました。この結果、形式的な収支差引額が１３億９，４３６万２，８８３円となりました。実質収支は９億７，３５７万３，８８３円の黒字となり、これを次年度に繰り越すことになります。

次に、歳入について、構成比は、町税４５．２％、国庫支出金１５．３％、県支出金７．２％、地方消費税交付金６．３％の順になっています。財源別では、収入調達の分類で自主財源８２億２，５９３万６，０００円、構成比５８．８％、依存財源５７億５，９３６万３，０００円、構成比４１．２％、使途の分類で、一般財源１０４億２，８０６万２，０００円、構成比７４．６％、特定財源３５億５，７２３万７，０００円、構成比２５．４％となりました。

続いて、歳出について、構成比は、民生費３８．０％、総務費１４．５％、土木費１１．２％、教育費９．７％の順になっています。また、性質別構成比では、扶助費２６．６％、物件費１６．６％、補助費等１６．４％、人件費１３．６％の順になっています。義務的経費、任意的経費の区分では、義務的経費５８億７，２９４万９，０００円、構成比４６．６％、任意的経費６７億１，７９８万７，０００円、構成比５３．４％となりました。また、消費的経費・投資的経費・その他の経費の区分では、消費的経費９２億５，９１２万４，０００円、構成比７３．５％、投資的経費１１億３，８４２万７，０００円、構成比９．０％、その他の経費２１億９，３３８万５，０００円、構成比１７．４％となりました。

なお、町債の令和６年度末現在高は５８億２，４０１万５，５０６円です。

以上が一般会計決算の概要であり、主な事務事業の概要と成果については５ページ、６ページに目を通していただきたいと思います。

次に、特別会計等について、会計別に順を追って御説明いたします。７ページをお開きください。

まず、国民健康保険事業特別会計決算は、歳入２８億４，３０５万２，５６６円、前年度対比４．６％の減、歳出２７億８，６７４万３４８円、前年度対比２．５％の減で、差引き５，６３１万２，２１８円は次年度に繰り越すことになります。

次に、介護保険事業特別会計決算は、歳入２５億１，３９２万１，６６９円、前年度対比０．２％の増、

歳出２３億９，３９８万６，２７６円、前年度対比６．３％の増で、差引き１億１，９９３万５，３９３円は次年度に繰り越すことになります。

次に、後期高齢者医療特別会計決算は、歳入３億７，０５８万８，２５２円、前年度対比１３．５％の増、歳出３億６，１９４万６，８６１円、前年度対比１２．４％の増で、差引き８６４万１，３９１円は次年度に繰り越すことになります。

次に、農業集落排水事業特別会計決算は、歳入３億１，６４７万３，２５２円、前年度対比０．６％の増、歳出３億１，５５７万３，７７０円、前年度対比１．７％の増で、差引き８９万９，４８２円は次年度に繰り越すことになります。

水道事業について、給水戸数１万１，９４６戸、給水人口２万９，０６２人、給水区域内普及率が９５．０％となり、前年度より１．６ポイント増加しました。

収益的収入及び支出の決算は、収入総額６億１６４万５，８４８円、支出総額５億５，０５１万６，４７３円。

続いて、資本的収入及び支出の決算は、収入総額７，１６９万４，９１２円、支出総額４億２，５６６万４，８０４円となりました。

最後に、下水道事業について、接続戸数９，４５７戸、接続人口２万２，３１６人、接続率は８９．１％となり、前年度より０．５ポイント増加しました。

収益的収入及び支出の決算は、収入総額９億１，５２４万９，６５３円、支出総額８億３，４０６万１，７５２円。

続いて、資本的収入及び支出の決算は、収入総額５億５，６０４万４，３８０円、支出総額６億４，９１０万５，３０９円となりました。

以上で、令和６年度における各会計決算の概要と、主要施策の成果について説明を終わります。

なお、決算書の内容につきましては、会計管理者及び上下水道課長より説明させていただきます。

○議長【稲川　洋君】　それでは、会計管理者及び上下水道課長の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者【日野妙子君】　それでは、令和６年度決算書を御用意ください。

先ほど町長より決算の概要と主要施策について説明がございましたので、重複しないよう、主なものについて御説明いたします。

一般会計の歳入から御説明いたします。１３、１４ページをお開きください。

第１款町税、右側１４ページ一番上の段、左から２列目、収入済額は６３億１，５１４万７，５０９円でございます。

前年度と比較いたしまして１億３，５７１万３，１４９円の減となりました。これは主に定額減税の実施などにより個人町民税が減少したためでございます。その右側、不納欠損額は１，８７６万５，０４５円で、内訳は町民税の個人が１４７人、法人が７社、固定資産税が８１人、都市計画税が２５人、軽自動車税が３６人、実人数では２５４人分を不納欠損いたしました。次に、その右側、収入未済額は１億１，７０６万９，９３２円で、内訳は、町民税の個人が９５８人、法人が３０社、固定資産税が６４０人、都市計画税が２０８人、軽自動車税が２５３人、実人数では１，３１４人分でございます。町税全体の調定額に対する徴収率につきましては、備考欄にありますとおり９７．９％で、前年度と比較いた

しまして０．１ポイントの増となりました。

続きまして、１９、２０ページをお開きください。

一番上、第１２款分担金及び負担金は、第１項負担金、１目民生費負担金、１節児童福祉費負担金、保育料でございます。右側２０ページ上から３段目、左から２列目、収入済額は４，２６１万５００円、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の二つ右側、収入未済額は１１６万５，２４０円で、現年度分、実人数で６人分、過年度分、実人数で１３人分でございます。

続きまして、第１３款使用料及び手数料、第１項使用料、５目土木使用料、３節住宅使用料は、町営住宅及びこれに附帯する駐車場の使用料でございます。

右側２０ページ下から４段目、左から２列目、収入済額は２，３９４万８０円、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の二つ右、収入未済額は３４８万７，１８０円で、実世帯で１３世帯分でございます。

続きまして、３５、３６ページをお開きください。

第２０款諸収入、第３項貸付金元利収入、２目住宅新築資金等貸付金元利収入、１節滞納繰越分でございます。収入済額は、右側３６ページ中ほどで上から１２段目です。左から２列目、１１万円、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の二つ右、収入未済額は２，８９３万３，０４６円、内訳は住宅新築資金５人分、住宅改修資金１人分で、あと宅地取得資金５人分で、実人数では５人分でございます。

次の３７、３８ページをお開きください。

一番下の段を御覧ください。一般会計歳入合計でございます。右側３８ページ一番左の列、調定額の合計は１４１億５，４７１万９，２３５円、その右、収入済額の合計は１３９億８，５２９万８，７９２円で、調定額に対する収入率は９８．８％でございます。

続きまして、一般会計歳出について御説明いたします。歳出につきましては、この後予定されております決算特別委員会で各所管課より説明がございますので、私からは予備費充当の主なものを申し上げます。

それではまず、７７、７８ページを御覧ください。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、２目予防費、１９節扶助費、右側７８ページ、備考欄の上から６段目１２４万９，０００円は、コロナワクチン予防接種により健康被害が生じ、医療が必要と認定された方に給付金を支払う必要が生じたため、充当したものでございます。

続きまして、９１、９２ページをお開きください。

第６款農林水産業費、第１項農業費、６目改善センター費、１４節工事請負費、右側９２ページ、備考欄の下から５段目です。１４０万８，０００円は、農村環境改善センターの空調機が故障し、緊急に修繕が必要となったため、充当したものでございます。

続きまして、１３５、１３６ページをお開きください。

一番下の段、一般会計歳出合計でございます。左側１３５ページ右から３列目、予算現額の合計は１５０億５，０３９万６，６５２円でございます。右側１３６ページ一番左の列、支出済額の合計は１２５億９，０９３万５，９０９円で、予算現額に対する執行率は８３．７％でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。１４７、１４８ページを御覧ください。

歳入でございます。第１款保険税、右側１４８ページ一番上の段、左から２列目、収入済額は５億4,２５７万7,７３１円、その右、不納欠損額は2,１１７万1,３９５円で、実人数１２８人分でございます。その右収入未済額は1億８２７万9,７８９円で、実人数６０７人分でございます。保険料の調定額に対する収入率は８０．５％、前年度と比較いたしまして０．５ポイントの増となりました。

１５３、１５４ページを御覧ください。

一番下の段を御覧ください。歳入合計でございます。右側１５４ページ一番左の列、調定額の合計は２９億7,２５０万3,７５０円、その右、収入済額の合計は２８億4,３０５万2,５６６円で、調定額に対する収入率は９５．６％でございます。

続きまして、１６７、１６８ページを御覧ください。

一番下の段を御覧ください。歳入合計でございます。左側１６７ページ右から３列目、予算現額の合計は２９億１１１万3,０００円、右側１６８ページ一番左の列、支出済額の合計は２７億8,６７４万３４８円で、予算現額に対する執行率は９６．１％でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計について御説明いたします。１７７、１７８ページをお開きください。

歳入になります。第１款保険料、右側１７８ページ一番上の段、左から２列目、収入済額は５億6,１１８万７４０円。その右、不納欠損額は２１９万7,１７９円で、実人数３９人分でございます。その右、収入未済額は５０５万4,２６１円で、実人数１０３人分でございます。調定額に対する収入率は９８．６％、前年度と比較いたしまして０．１ポイントの増となりました。

１８３、１８４ページをお開きください。

歳入合計でございます。右側１８４ページ一番下の段、一番左の列、調定額の合計は２５億2,１１７万3,１０９円、その右、収入済額の合計は２５億1,３９２万1,６６９円で、調定額に対する収入率は９９．７％でございます。

続きまして、１９７、１９８ページを御覧ください。

歳出合計でございます。左側１９７ページ右から３列目、予算現額の合計は２６億2,６３８万2,０００円、右側１９８ページ一番左の列、支出済額の合計が２３億9,３９８万6,２７６円で、予算現額に対する執行率は９１．２％でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。２０７、２０８ページをお開きください。

歳入でございます。第１款保険料、右側２０８ページ一番上の段、左から２列目、収入済額は２億8,４４７万８１０円。その右、不納欠損額は２８万3,３２３円で、実人数８人分でございます。その右、収入未済額は１４８万8,２９０円で、実人数３１人分でございます。保険料の調定額に対する徴収率は９９．２％、前年度と比較いたしまして０．３ポイントの減となりました。

次のページ、２０９、２１０ページをお開きください。

歳入合計でございます。右側２１０ページ一番下の段、一番左の列、調定額の合計は3億7,２３５

万９，８６５円、その右、収入済額の合計は３億７，０５８万８，２５２円で、調定額に対する収入率は９９．４％でございます。

続きまして、２１３、２１４ページをお開きください。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側２１３ページ右から３列目、予算現額の合計は３億８，５０４万２，０００円、右側２１４ページ一番左の列、支出済額の合計は３億６，１９４万６，８６１円で、予算現額に対する執行率は９４％でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計について御説明いたします。２２３、２２４ページをお開きください。

歳入でございます。第１款分担金及び負担金、第１項分担金、１目農業集落排水事業費分担金、１節農業集落排水事業費分担金、右側２２０ページ上から４段目、左から２列目、収入済額は１６５万７，０００円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の二つ右、収入未済額は８５万２，８００円で、実人数１０人分でございます。

続きまして、第２款使用料及び手数料、第１項使用料、１目農業集落排水使用料、１節農業集落排水使用料、右側２２４ページ上から８段目、左から２列目、収入済額は６，２５２万６，７７２円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の二つ右、収入未済額は２３万１，１２２円で、実人数５３人分でございます。

一番下の段を御覧ください。歳入合計でございます。右側２２４ページ一番左の列、調定額は３億１，７５７万４８６円、その右、収入済額の合計は３億１，６４７万３，２５２円で、調定額に対する収入率は９９．７％でございます。

続きまして、２２７、２２８ページをお開きください。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側２２３ページ右から３列目、予算現額の合計は３億２，８０９万８，０００円、右側２２８ページ一番左の列、支出済額の合計は３億１，５５７万３，７７０円で、予算現額に対する執行率は９６．２％でございます。

次に、２３１、２３２ページをお開きください。

一般会計、特別会計実質収支に関する調書でございます。実質収支の各会計総合計額は、右側の２３２ページ右下にありますように１１億５，９３６万２，３６７円で、一般会計及び特別会計は黒字決算となりました。

各会計の収支につきましては、町長からの説明にありましたので、省略させていただきます。

次に、２３５、２３６ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。１、公有財産につきましては、増減がありました主なものを御説明いたします。

（１）土地及び建物について御説明いたします。２３５ページ一番下の段、総合計の欄を御覧ください。左から２列目、土地の１，３５０．３６平方メートル増の主な理由は、公有財産の公園が磯川緑地公園用地の寄附と願成寺なかよし公園の新設により３，０８５平方メートル増となったことや、普通財産の宅地が旧ふざかし保育所の売却により１，６８６．７１平方メートル減となったことなどによるものです。右側２３６ページ一番下の段、総合計欄、右から２列目、建物の延べ面積１００．２３平方メート

ル増の主な理由は、非木造の行政財産、その他の施設で、旧中央公民館（仮庁舎）の物置の増によるものです。

続きまして、２３７、２３８ページをお開きください。

左側２３７ページ、（３）出資による権利について御説明いたします。表の下から２段目、公益信託上三川町ふるさと人材育成奨学基金につきましては２３６万６，０６５円の減でございます。こちらは主に学資給付によるもので、件数は１０件でございました。決算年度末現在高の合計は９，２８５万７，３５１円となりました。

右側２３８ページ、２の物品につきましては、表のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。

続きまして、次の２３９、２４０ページをお開きください。

左側２３９ページ、３の債権でございます。住宅新築資金貸付金は返済による５万円の減で、決算年度末現在高は２，４２２万８，４００円となりました。

続きまして、４の基金でございます。２４１ページをお開きください。

（１２）生涯学習センター整備基金につきましては、ＯＲＩＧＡＭＩプラザの竣工に伴い令和６年６月１７日をもって廃止となっております。これにより（１）の財政調整基金から（１４）の森林環境譲与税基金までの１３基金全体の決算年度末の現在高は５９億７，２５１万９，２９６円でございます。個別の基金につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、２４３、２４４ページをお開きください。

印紙等購買基金運用状況調書でございます。印紙、証紙につきましては、旅券事務執行等に伴う印紙、証紙の購入及び売りさばきでございます。決算年度末現在高はこちらに記載のとおりとなっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上で、一般会計、特別会計決算書の主な内容について説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】　続きまして、「令和６年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、御説明します。

２４７、２４８ページをお開きください。

決算報告書（１）収益的収入及び支出の収入です。第１款水道事業収益は、決算額６億１６４万５，８４８円で、対前年度比２．３％の減です。第１項営業収益４億９，８７０万５，０２０円は、主に水道料金と加入金です。第２項営業外収益１億２９４万８２８円は、主に長期前受金戻入です。

次に、支出です。第１款水道事業費用、決算額は５億５，０５１万６，４７３円で、対前年度比１．６％の増です。第１項営業費用５億２，４９１万７，９６８円は、主に経常経費と減価償却費です。第２項営業外費用２，５５９万５，００５円は、企業債支払利息等です。

次のページ、２４９、２５０ページをお開きください。

（２）資本的収入及び支出の収入です。第１款水道事業収入は、決算額７，１６９万４，９１２円で、対前年度比４５７．９％の増です。収入の内訳ですが、第１項企業債４，４７０万円は、建設改良費に係る借入金です。第３項負担金２，６９９万４，９１２円は、消火栓設置及び県事業に伴う水道管移設等に

係る負担金です。

次に、支出です。第１款水道事業支出は、決算額４億２，５６６万４，８０４円で、対年度比３４．９％の増です。第１項建設改良費３億８６万９，６８７円は、配水管布設等の工事請負費です。第２項企業債償還金１億２，４７９万５，１１７円は、企業債の元金償還金です。

なお、２４９ページの下段に表示されます決算額において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額３億５，３９６万９，８９２円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補塡したものです。

続きまして、次のページ、２５１ページをお開きください。

令和６年度水道事業損益計算書について御説明します。この計算書は、水道事業の１年間の収益と費用の状態を明らかにしたものを税抜で表したものです。

まず、１の営業収益から２の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中段になりますが、５，５２７万９３８円のマイナスでありました。

次に、３の営業外収益からの営業外費用を差し引いた営業外収支は、一番右の列の下から２段目にありますように８，３７３万７，５１１円でございました。営業利益と営業外収支を足しました経常利益は、最下段にありますように２，８４６万６，５７３円となりました。

次のページ、２５２ページに移りまして、当年度純利益は、特別損失における過年度損益修正の３，５００円を差し引きまして、一番右の列の上から２段目にありますように、２，８４６万３，０７３円で、対前年度比５３．３％の減となりました。また、下から２段目にありますように、その他未処分利益剰余金変動額が１億２，４７９万５，１１７円で、こちらは起債償還に当たり減債積立金を取り崩した額です。

最後に、最下段の当年度未処分利益剰余金は、純利益とその他未処分利益剰余金を足しました１億５，３２５万８，１９０円です。

続きまして、２５５ページをお開きください。

令和６年度上三川町水道事業剰余金処分計算書（案）です。先ほど損益計算書で説明しました当年度の未処分利益剰余金変動額１億５，３２５万８，１９０円のうち、純利益分の２，８４６万３，０７３円を建設改良積立金の積立てとして、その他未処分利益剰余金変動額分の１億２，４７９万５，１１７円を資本金へ繰入れとして処分するものでございます。

なお、この決算に関する報告書としまして、２５３ページの剰余金計算書、２５６ページからのキャッシュフロー計算書、貸借対照表、決算附属書類等を添付しておりますので、御確認ください。

以上で、「令和６年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終わります。

「令和６年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、御説明いたします。２８５、２８６ページをお開きください。

決算書（１）収益的収入及び支出の収入です。第１款下水道事業収益は決算額９億１，５２４万９，６５３円で、対前年度比５．６％の増です。第１項営業収益の３億３，７２１万９，１３８円は、主に下水道使用料及び雨水処理負担金です。第２項営業外収益５億７，７４９万２，９１２円は、主に長期

前受金戻入、一般会計補助金です。

次に、支出です。第１款下水道事業費用、決算額は８億８，４０６万１，７５２円で、対前年度比５．９％の増です。第１項営業費用８億９９０万６，５５１円は、主に経常経費と減価償却費です。第２項営業外費用７，４１５万５，２０１円は企業債の支払い利息等です。

２８７、２８８ページをお開きください。

（２）資本的収入及び支出の収入です。第１款下水道事業収入は決算額５億６，５０４万４，３８０円で、対前年度比９．８％の減です。第１項企業債１億７，９５０万円は建設改良費に係る借入金です。第２項出資金３，１９４万２，０００円は一般会計からの出資金です。第３項他会計補助金２億６，１５８万４，０００円は一般会計からの補助金です。第５項国庫補助金７，１４２万５，０００円は、建設改良費に係る社会資本整備総合交付金を受け入れたものです。第６項負担金２，０５９万３，３８０円は、受益者負担金及び県事業に伴う下水道管移設等に係る補償金です。

次に、支出です。第１款下水道事業支出は決算額６億４，９１０万５，３０９円で、対前年度比５．７％の減です。第１項建設改良費２億９，２８９万７，３４１円は、雨水整備や下水管敷設等の工事請負費です。第２項企業債償還金３億５，６２０万７，９６８円は企業債の元金償還分です。

なお、２８７ページの下段に表示してあります決算額において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額８，４０６万９２６円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金をもって補塡しています。

２８９ページをお開きください。

令和６年度損益計算書について説明します。この計算書は、下水道事業の１年間の収益と費用の状態を税抜で表したものです。

初めに、１、営業収益より２、営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中段になりますが、４億７，１４７万４，７１５円のマイナスになっております。一方、３、営業外収益から次ページの２９０ページ、４、営業外費用を差し引いた営業外収支は、一番右の列の最上段にありますように４億９，９３８万２，９９９円のプラスになっています。営業利益と営業外利益を合計しました経常利益は、一番右の列の上から２段目にありますように２，７９０万８，２８４円のプラスとなっています。当年度純利益は、５、特別利益における過年度損益修正益４８万８，７３０円を合わせまして、一番右の列の下から４段目にありますように２，８３９万７，０１４円で、対前年度比１４．４％の減となりました。なお、減債積立金の取崩し分となるその他未処分利益剰余金変動額６，８５６万４，４４１円を合わせた当年度処分利益剰余金は９，６９６万１，４５５円となりました。

２９３ページをお開きください。令和６年度上三川町下水道事業剰余金処分計算書（案）です。先ほど損益計算書で御説明しました当年度未処分利益剰余金９，６９６万１，４５５円の純利益分２，８３９万７，０１４円は、減債積立金へ積み立て、その他未処分利益剰余金変動額分の６，８５６万４，４４１円は資本金への繰入れとして処分するものです。

なお、決算書に関する報告書としまして、２９１ページに剰余金計算書、２９４ページから順にキャッシュフロー計算書、貸借対照表、決算附属書類等を添付しておりますので、御確認ください。

以上で、「令和６年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終わ

ります。

○議長【稲川　洋君】　会議途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。１３時、午後１時から再開したいと思います。

午後０時０１分　休憩

午後１時００分　再開

○議長【稲川　洋君】　それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査意見を求めます。永水代表監査委員。

（代表監査委員　永水克欣君　登壇）

○代表監査委員【永水克欣君】　お手元に配付されております資料「令和６年度上三川町一般会計・特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、下水道事業会計決算並びに基金運用状況等の審査意見書」について御報告申し上げます。

朗読を省きまして主な内容についての御説明といたしますので、御了承いただきたいと思います。

意見書の１ページを御覧ください。「１の審査の対象」から「４の審査の結果」でございますが、審査の対象は、令和６年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算であります。審査は、事前の書類審査後、８月１８日、１９日の２日間、田村監査委員とともに各課ヒアリングを行いました。

審査の方法でありますが、決算関係諸帳簿のほか、内容確認のため、関係職員に対するヒアリングと、令和６年度及び令和７年度の例月現金出納検査、並びに令和６年度の定例監査の結果も参考にいたしました。

審査の結果につきましては、一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算書、帳簿類を照合したところ正確であり、それぞれの目的に従って執行され、内容も適正であると認められました。

また、財産に関する調書は、計数は正確であり、その管理状況は適正に行われているものと認められました。

本町の財政全般を見た場合、財政指標はやや後退しているものの、おおむねよい値を示しております。

また、起債残高についても企業会計分を含む町全体の残高は減少してきております。町民税においては、雇用、所得環境の緩やかな改善や個人所得の増加、加えて、昨年度は国の定額減税制度の影響を受け、例年より低額となっていたことから、今年度は増収を見込んでおりますが、適正な財政運営のためにも、歳入全体を中期的に予測し、計画的な財源確保策を講じるとともに、事業実施における課題を明確にし、既存の施策、事業のブラッシュアップに取り組むことにより、経常収支比率の実質的な改善を図っていただきたいと存じます。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療においては、事業の健全な運営のため、関

係機関と連携・協力し、引き続き給付費抑制のための取組みを進めるとともに、利用者負担の公平性の観点から、保険料等の徴収に関して、早期かつ計画的な徴収など、徴収業務について努力をお願いしたいと思います。

会計全般として、一般会計及び特別会計の不用額は７億９，１３２万６，１８８円で、前年度比１７．２％の減となり、不用額の削減について努力は認められましたが、一部の会計又は科目において多額の不用額が生じている状況も見受けられました。引き続き予算に対する全般的な姿勢を見直すなど、不用額抑制の対策を講じることを求めます。また、予算編成時には支出額をより的確に検証した予算措置を行い、予算の有効活用を図っていただきたいと存じます。

２ページ中段を御覧ください。５の決算の概要について御説明いたします。

（１）の総括でありますが、決算額は一般会計と特別会計を合わせ、歳入総額で２００億２，９３３万４，５３１円、歳出総額で１８４億４，９１８万３，１６４円となっております。一般会計は翌年度へ繰り越すべき財源４億２，０７８万９，０００円を差し引いた実質収支額は９億７，３５７万３，８８３円、特別会計は、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は１億８，５７８万８，４８４円となっており、いずれも黒字決算を計上しております。

３ページ目を御覧ください。（２）の一般会計について御説明いたします。

「アの歳入について」でございますが、総額は１３９億８，５２９万８，７９２円で、前年度と比較すると３億６，２７３万５，７８３円の減となっております。歳入に占める自主財源は８２億２，５９３万６，０００円、構成比で５８．８％、うち町税は６３億１，５１４万８，０００円で、徴収率は９７．９％、前年度と比較すると０．１ポイント上昇しております。町税は歳入の根幹をなす重要なものであり、また負担公平の観点からも、引き続き徴収率の向上のための努力をお願いいたします。

歳入全体としては、他団体に比べ自主財源比率は高いほうであるものの、本町の財政事情として、法人町民税の変動に伴い、各年度の増減の差が大きく、歳入状況は不安定であります。雇用、所得環境が緩やかに改善しつつあり、個人所得は着実な増加が続くと見込まれますが、今後とも中期的な計画に基づいた財源の確保に努め、財政運営の安定化を講じていただきたいと思います。

４ページ目、下段を御覧ください。「イの歳出について」でございますが、総額は１２５億９，０９３万５，９０９円で、前年度と比較すると８億７，９７５万７，６６４円の減となっております。歳出に占める構成比では、民生費３８．０％、総務費１４．５％、土木費１１．２％、教育費９．７％の順となっております。性質別構成比では、扶助費２６．６％、物件費１６．６％、補助費等１６．４％、人件費１３．６％の順となっております。

歳出全般で見ますと、前年度と比較して総じて増加に転じており、特に扶助費は前年度から増加しており、歳出に占める割合も大きいことから、財政への影響が懸念されます。今後、公共施設やインフラ施設等の維持、改修などの増加が見込まれることから、中長期的な財政計画の検討をお願いいたします。また、デジタル技術を駆使した町民の利便性の向上や事務の効率化を積極的に進め、持続的に発展できるまちづくりに努めていただくため、既存の事務事業の在り方や基準を明確にするなどの整理を行い、引き続き行財政基盤の強化を図っていただきたいと思います。

５ページ下段を御覧ください。（３）の特別会計について御説明いたします。

「アの国民健康保険事業」でございますが、２８億４，３０５万２，５６６円、歳出総額は２７億８，６７４万３４８円で、歳入歳出差引額は５，６３１万２，２１８円となっております。歳入の保険税の徴収率は８０．５％で、前年度と比較すると０．４ポイント上昇しております。

歳出の保険給付費は１８億７，０４１万９，０３９円で、前年度と比較すると１億４，８５２万８，０３８円の増となりました。

歳入においては、高齢化などにより保険給付費が今後も高額になると見込まれるため、引き続き保険給付費の抑制のため、町民の健康増進施策の充実等に努力を求めるものであります。

６ページを御覧ください。「イの介護保険事業」でございますが、歳入総額は２５億１，３９２万１，６６９円、歳出総額は２３億９，３９８万６，２７６円で、歳入歳出差引額は１億１，９９３万５，３９３円となっております。保険料の不納欠損額が増加しているため、負担公平の観点からも引き続き未済額の解消に努力を求めるものであります。

「ウの後期高齢者医療」でございますが、歳入総額は３億７，０５８万８，２５２円、歳出総額は３億６，１９４万６，８６１円、歳入歳出差引額は８６４万１，３９１円となっております。保険料の不能欠損額、及び収入未済額が減少し、徴収率も前年度より低下しているため、引き続き未済額の解消に向けての努力を求めるものであります。

「エの農業集落排水事業」でございますが、歳入総額は３億１，６４７万３，２５２円、歳出総額は３億１，５５７万３，７７０円、歳入歳出差引額は８９万９，４８２円となっております。水質改善と環境改善のため、引き続き農業集落排水処理の接続率の低い地区への対策が必要と思われます。

７ページを御覧ください。（４）の水道事業会計について御説明します。

収益的収支では、純利益２，８４６万３，０７３円でありますが、今後も施設の老朽化について、計画的かつ継続的な対応を検討いただき、また、有収水量の向上のため、より一層漏水対策に努められることを期待します。

８ページを御覧ください。（５）下水道事業会計について御説明いたします。

収益的収支では、純利益２，８３９万７，０１４円でありますが、歳入は一般会計補助金に依存しており、厳しい運営状況にあると思われることから、引き続き、加入促進等による接続率向上に努力を求めるものであります。

９ページを御覧ください。（６）の財産について、主なもののみ御説明いたします。

まず、「アの公有財産」「（ア）の土地及び建物」についてでございますが、土地は９１万５，６９９．７４平方メートル、前年度より１，３５０．３６平方メートルの増、これは旧中央公民館を仮庁舎としたことによる用途変更及び公園の新設等によるものでありました。

１０ページを御覧ください。「エの基金」でございますが、令和６年度末現在、基金として積立てがあるものは１３基金で、総額５９億７，２５１万９，２９６円、前年度と比較すると４億９，３４８万３１０円の減となっております。

次に、（７）町債の状況について御説明いたします。

令和６年度末の町債残高は、一般会計５８億２，４０１万５，０００円、農業集落排水事業特別会計１７億１６万４，０００円、企業債残高は、水道事業会計６億９，５４９万７，０００円、下水道事業

会計４１億９，３４５万９，０００円となっております。

これら４会計を合計した町債・企業債の合計残高は１２４億１，３１３万５，０００円で、前年度と比較すると６億８，１４２万８，０００円の減となっております。引き続き、適切な管理をお願いいたします。

１１ページを御覧ください。（８）の財政指標の状況について御説明いたします。

「アの財政力指数」は３カ年平均で０．９３０、前年度より０．００４ポイント低下しております。

また、単年度ベースでは０．９１０で、前年度より０．０２７ポイント低下し、前年度に引き続き１を下回り、普通交付税の交付団体となっております。

「イの経常収支比率」は８５．４％で、前年度より０．３ポイント上昇しております。

「ウの実質公債比率」は３カ年平均で７．２％、前年度より０．１ポイント低下したものの、早期健全化基準２５．０％を大きく下回っております。

「エの将来負担比率」は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、算定されませんでした。

以上、決算審査の概要でございます。詳細につきましては、審査意見書を御参照いただきたいと思います。

最後に、本町の財政指標はおおむね良好な数値を示しておりますが、本町の特徴である町税収入額の増減による財政運営の不安定化にも注視し、歳入においては中期的計画に基づいた財源確保、歳出においては事業実施における課題を明確にし、既存の施策・事業のブラッシュアップにより将来を見据えた安定した財政運営に努められますようお願いいたしまして、審査意見の報告を終わりといたします。

○議長【稲川　洋君】　これから質疑を行います。

最初に、議案第６３号「令和６年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑がないようですので、これで議案第６３号の質疑を終わります。

次に、議案第６４号「令和６年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第６９号「令和６年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの６議案につきましては、一括して質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑ないようですので、これで議案第６４号から議案第６９号までの質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今上程中の議案第６３号から議案第６９号までにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

決算特別委員の定数につきましては、各常任委員から３人の計６人及び副議長とし、７人をもって構

成したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、決算特別委員の定数は７人と決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　ここで、各常任委員会からの決算特別委員選考のため、暫時休憩いたします。この間に全協室などを使い、各常任委員会で協議し、３人の委員を選考してください。

午後１時２０分　休憩

午後１時２３分　再開

○議長【稲川　洋君】　休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　各常任委員会における決算特別委員の選考結果について、これより、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。２番、総務文教常任委員長、松本信明君。

○２番・総務文教常任委員長【松本信明君】　総務文教常任委員会からは、鶴見委員、海老原委員、そして私、松本でお願いします。

○議長【稲川　洋君】　次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長、７番、志鳥勝則君。

○７番・産業厚生常任委員長【志鳥勝則君】　産業厚生常任委員会からは、委員長、私、志鳥、副委員長、篠塚、上村委員ということで３人の者を選出しました。

○議長【稲川　洋君】　それでは、決算特別委員の選任についてお諮りします。

総務文教常任委員会から、２番、松本信明君、３番、鶴見典明君、８番、海老原友子君、産業厚生常任委員会から、７番、志鳥勝則君、６番、篠塚啓一君、５番、上村康幸君、以上６人に副議長を加え、７人の委員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、ただ今指名した委員を選任することに決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　ここで決算特別委員会の正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

午後１時２６分　休憩

午後１時２７分　再開

○議長【稲川　洋君】　休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　正副委員長の互選の結果について、代表者より報告を求めます。１３番、小川

公威君。

○１３番【小川公威君】　互選の結果、委員長に志鳥勝則委員、副委員長に松本信明委員を選出しました。よろしくお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　ただ今の報告のとおり、委員長に志鳥勝則君、副委員長に松本信明君と決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第４６条第１項の規定により、常任委員会に付託しました議案第５１号から議案第５７号まで及び議案第７０号につきましては９月９日までに、決算特別委員会に付託しました議案第６３号から議案第６９号までについては、９月１２日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。議案第５１号から議案第５７号まで及び議案第７０号については９月９日までに、議案第６３号から議案第６９号までについては９月１２日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前１０時から一般質問を行います。お疲れさまでございます。

午後１時２９分　散会